

児童福祉法施行令及び社会福祉法施行令の一部を改正する政令 新旧対照条文

児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号）（抄）
（第一条関係）

（傍線部は改正部分）

改正案	現行
<p>第四十二条（略）</p> <p>第四十二条の二 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号。以下「就学前保育等推</p>	<p>第四十二条 法第五十三条、第五十三条の三又は第五十五条の規定による国庫又は都道府県の負担は、各年度において、次に掲げる額について行</p> <p>う。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 法第五十条第六号、第六号の三若しくは第七号又は第五十一条第二号若しくは第四号に掲げる費用（次号及び第五号の規定による費用を除く。）については、厚生労働大臣が児童福祉施設の種類、入所定員、所在地による地域差等を考慮して定める基準によつて算定した児童福祉施設の職員の給与費、入所者の日常生活費その他の経費の額（その額が当該年度において現に要した当該費用の額（その費用のための収入があるときは、その収入の額を控除するものとする。）を超えるときは、当該費用の額とする。）から厚生労働大臣が定める基準によつて算定した当該費用に係る法第五十六条第二項又は第三項の規定による徴収金の額を控除した額</p> <p>四〇八（略）</p>

進法」という。）第十三条第二項の規定により読み替えられた法第五十一条第四号に規定する政令の定めるところにより算定した額は、私立認定保育所（就学前保育等推進法第十条第一項第五号に規定する私立認定保育所をいう。次項において同じ。）における法第二十四条第二項に規定する保育の実施に係る児童の保護者を、法第五十六条第三項に規定する本人又はその扶養義務者とみなし、当該私立認定保育所について同項の規定を適用することとした場合に、市町村の長が当該保護者から徴収することができる額として定める額とする。

私立認定保育所に係る前条第三号の規定の適用については、同号中「又は第五十一条第二号若しくは第四号」とあるのは、「第五十一条第二号若しくは第四号又は就学前保育等推進法第十三条第二項の規定により読み替えられた法第五十一条第四号」と、「があるときは」、「とあるのは「があるときは、就学前保育等推進法第十三条第四項の保育料を除き」、「と、「又は第三項の規定による徴収金の額」とあるのは「若しくは第三項の規定による徴収金の額又は就学前保育等推進法第十三条第二項の規定により読み替えられた法第五十一条第四号に規定する保育料額」とする。

社会福祉法施行令（昭和三十三年政令第八十五号）（抄）
（第二条関係）

（傍線部は改正部分）

改正案	現行
<p>（社会福祉事業の対象者の最低人員の特例）</p> <p>第一条 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号。以下「法」という。）第二条第四項第四号の政令で定める事業は、次のとおりとする。</p> <p>一（略）</p> <p>二（略）</p> <p>三 認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第六条第二項に規定する認定こども園をいう。）である同法第三条第二項の幼保連携施設を構成する児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）に規定する保育所を経営する事業</p> <p>四（略）</p> <p>（社会福祉法人の収益を充てることのできる公益事業）</p> <p>第四条 法第二十六条第一項の政令で定める事業は、次に掲げる事業であつて社会福祉事業以外のものとする。</p> <p>一（略）</p>	<p>（社会福祉事業の対象者の最低人員の特例）</p> <p>第一条 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号。以下「法」という。）第二条第四項第四号の政令で定める事業は、次のとおりとする。</p> <p>一 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）に規定する身体障害者授産施設を経営する事業</p> <p>二 知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）に規定する知的障害者授産施設を経営する事業</p> <p>三 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）に規定する精神障害者授産施設を経営する事業</p> <p>（社会福祉法人の収益を充てることのできる公益事業）</p> <p>第四条 法第二十六条第一項の政令で定める事業は、次に掲げる事業であつて社会福祉事業以外のものとする。</p> <p>一 法第一条第四項第四号に掲げる事業</p>

<p>二 (略)</p> <p>三 (略)</p> <p>四 (略)</p> <p>五 (略)</p> <p>六 児童福祉法第十八条の六第一号に規定する指定保育士養成施設を 営する事業</p> <p>七 (略)</p>	<p>二 介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第八条第一項に規定する 居宅サービス事業、同条第十四項に規定する地域密着型サービス事業 、同条第二十一項に規定する居宅介護支援事業、同法第八条の第二一 項に規定する介護予防サービス事業又は同条第十八項に規定する介護 予防支援事業</p> <p>三 介護保険法第八条第二十五項に規定する介護老人保健施設を営す る事業</p> <p>四 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）第七 条第二号若しくは第三号又は第三十九条第一号から第三号までに規定す る厚生労働大臣の指定した養成施設を営する事業</p> <p>五 精神保健福祉士法（平成九年法律第三十一号）第七条第二号又は 第三号に規定する厚生労働大臣の指定した養成施設を営する事業</p> <p>六 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第十八条の六第一号 に規定する指定保育士養成施設を営する事業</p> <p>七 前各号に掲げる事業に準ずる事業であつて厚生労働大臣が定めるも の</p>
---	--